

●香川県監査委員公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき実施した財政援助団体等監査の結果を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和6年1月9日

香川県監査委員	木下典幸
同	武田宏之
同	十河直
同	里石明敏

香川県監査基準に関する規程（令和2年監査委員規程第1号。以下「規程」という。）及び香川県監査等の着眼点（令和2年3月25日監査委員会議決定）により、令和4年度を対象に次の団体に対し、会計証拠書類等の照合を行うとともに、必要に応じて説明を求めることにより監査を実施した。

第1 監査対象法人 公益財団法人吉野川水源地域対策基金

- 1 県の出資金の額 202,050,000円
- 2 監査年月日 令和5年12月27日
- 3 監査の方法 書面監査
- 4 監査の結果

規程第16条第1項第1号から第5号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、おおむね適正に処理されていたが、同条第4項に規定する是正又は改善が必要とされる事項が次のとおり認められた。

指導注意事項

令和4年度吉野川水源地域対策基金交付金について、事業者からの請求書を受理する前に支出しているものがあつた。

第2 監査対象法人 瀬戸内国際芸術祭実行委員会

- 1 県の補助金等の額
補助金 83,821,000円
負担金 134,793,000円
- 2 監査年月日 令和5年12月27日
- 3 監査の方法 書面監査
- 4 監査の結果

規程第16条第1項第1号から第5号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、おおむね適正に処理されていたが、同条第4項に規定する是正又は改善が必要とされる事項が次のとおり認められた。

(1) 指摘事項

業務委託契約書について、不適切な方法で契約金額を修正しているものがあつた。

(2) 検討指示事項

ア 毎年度の事業及び財務に関する情報について、県が定める「外郭団体の運営等の指導に関する指針」を参考にして、一層の情報公開に向けて検討する必要がある。

イ 瀬戸内国際芸術祭の開催後に余剰金が生じた場合、関係者と情報共有した上で、その後の対応について検討する必要がある。

第3 監査対象法人 公益財団法人香川県国際交流協会

- 1 県の出資金等の額 出資金 600,000,000円

- 公の施設の管理業務に係る委託金 40,900,000円
- 2 監査年月日 令和5年10月26日
- 3 監査の方法 実地監査
- 4 監査の結果
規程第16条第1項第1号から第5号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、適正に処理されており、同条第4項に規定する是正又は改善が必要である事項は認められなかった。
- 第4 監査対象法人 学校法人倉田学園
- 1 県の補助金の額 528,385,772円
- 2 監査年月日 令和5年11月2日
- 3 監査の方法 実地監査
- 4 監査の結果
規程第16条第1項第1号から第5号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、適正に処理されており、同条第4項に規定する是正又は改善が必要である事項は認められなかった。
- 第5 監査対象法人 学校法人瀬戸内学院
- 1 県の補助金の額 235,325,225円
- 2 監査年月日 令和5年10月30日
- 3 監査の方法 実地監査
- 4 監査の結果
規程第16条第1項第1号から第5号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、おおむね適正に処理されていたが、同条第4項に規定する是正又は改善が必要とされる事項が次のとおり認められた。
- 指導注意事項
収納された金銭の預け入れが、大幅に遅延しているものが散見された。金銭の預け入れについて、経理規程と運用の整合性を図られるよう検討されたい。
- 第6 監査対象法人 公益財団法人かがわ水と緑の財団
- 1 県の出資金等の額 出資金 10,000,000円
公の施設の管理業務に係る委託金 105,050,000円
- 2 監査年月日 令和5年10月23日
- 3 監査の方法 実地監査
- 4 監査の結果
規程第16条第1項第1号から第5号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、おおむね適正に処理されていたが、同条第4項に規定する是正又は改善が必要とされる事項が次のとおり認められた。
- 指導注意事項
消耗品費の支出について、意思決定をする前に資金前渡の手続を行っていた。
- 第7 監査対象法人 香川県造園事業協同組合
- 1 県の委託金の額 公の施設の管理業務に係る委託金 27,500,000円
- 2 監査年月日 令和5年10月30日
- 3 監査の方法 実地監査
- 4 監査の結果

規程第16条第1項第1号から第5号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、適正に処理されており、同条第4項に規定する是正又は改善が必要である事項は認められなかった。

- 第8 監査対象法人 公益財団法人かがわ健康福祉機構
- 1 県の出資金等の額 出資金 428,000,000円
補助金 19,883,000円
公の施設の管理業務に係る委託金 143,065,444円
- 2 監査年月日 令和5年11月7日
- 3 監査の方法 実地監査
- 4 監査の結果

規程第16条第1項第1号から第5号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、適正に処理されており、同条第4項に規定する是正又は改善が必要である事項は認められなかった。

- 第9 監査対象法人 公益財団法人香川県身体障害者団体連合会
- 1 県の出資金の額 50,000,000円
- 2 監査年月日 令和5年12月27日
- 3 監査の方法 書面監査
- 4 監査の結果

規程第16条第1項第1号から第5号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、適正に処理されており、同条第4項に規定する是正又は改善が必要である事項は認められなかった。

- 第10 監査対象法人 公益財団法人香川いのちのリレー財団
- 1 県の出資金の額 59,430,000円
- 2 監査年月日 令和5年12月27日
- 3 監査の方法 書面監査
- 4 監査の結果

規程第16条第1項第1号から第5号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、適正に処理されており、同条第4項に規定する是正又は改善が必要である事項は認められなかった。

- 第11 監査対象法人 公益財団法人香川県食鳥衛生検査センター
- 1 県の出資金の額 10,000,000円
- 2 監査年月日 令和5年12月27日
- 3 監査の方法 書面監査
- 4 監査の結果

規程第16条第1項第1号から第5号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、適正に処理されており、同条第4項に規定する是正又は改善が必要である事項は認められなかった。

- 第12 監査対象法人 公益財団法人香川県生活衛生営業指導センター
- 1 県の出資金等の額 出資金 1,500,000円
補助金 13,694,000円
- 2 監査年月日 令和5年10月25日
- 3 監査の方法 実地監査
- 4 監査の結果

規程第16条第1項第1号から第5号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、適正に処理されており、同条第4項に規定する是正又は改善が必要である事項は認められなかった。

- 第13 監査対象法人 公益財団法人香川県児童・青少年健全育成事業団
- 1 県の出資金等の額 出資金 520,000,000円
公の施設の管理業務に係る委託金 356,250,000円
- 2 監査年月日 令和5年11月7日
- 3 監査の方法 実地監査
- 4 監査の結果
規程第16条第1項第1号から第5号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、適正に処理されており、同条第4項に規定する是正又は改善が必要である事項は認められなかった。
- 第14 監査対象法人 公益財団法人明治百年記念香川県青少年基金
- 1 県の出資金の額 490,000,000円
- 2 監査年月日 令和5年12月27日
- 3 監査の方法 書面監査
- 4 監査の結果
規程第16条第1項第1号から第5号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、適正に処理されており、同条第4項に規定する是正又は改善が必要である事項は認められなかった。
- 第15 監査対象法人 社会福祉法人香川県社会福祉協議会
- 1 県の補助金の額 1,542,833,000円
- 2 監査年月日 令和5年10月25日
- 3 監査の方法 実地監査
- 4 監査の結果
規程第16条第1項第1号から第5号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、適正に処理されており、同条第4項に規定する是正又は改善が必要である事項は認められなかった。
- 第16 監査対象法人 公益財団法人高松観光コンベンション・ビューロー
- 1 県の出資金の額 150,000,000円
- 2 監査年月日 令和5年10月26日
- 3 監査の方法 実地監査
- 4 監査の結果
規程第16条第1項第1号から第5号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、適正に処理されており、同条第4項に規定する是正又は改善が必要である事項は認められなかった。
- 第17 監査対象法人 一般財団法人かがわ県産品振興機構
- 1 県の出資金等の額 出資金 76,165,002円
補助金 78,971,287円
- 2 監査年月日 令和5年12月27日
- 3 監査の方法 書面監査
- 4 監査の結果
規程第16条第1項第1号から第5号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、適正に処理されており、同条第4項に規定する是正又は改善が必要である事項は認められなかった。
- 第18 監査対象法人 公益財団法人香川県下水道公社
- 1 県の出資金の額 238,728,000円
- 2 監査年月日 令和5年11月2日

3 監査の方法 実地監査

4 監査の結果

規程第16条第1項第1号から第5号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、おおむね適正に処理されていたが、同条第4項に規定する是正又は改善が必要とされる事項が次のとおり認められた。

指導注意事項

定款の変更について、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に基づく行政庁への届出をしていなかった。

第19 監査対象法人 四電工・シンコースポーツグループ

1 県の委託金の額 公の施設の管理業務に係る委託金 48,957,000円

2 監査年月日 令和5年12月27日

3 監査の方法 書面監査

4 監査の結果

規程第16条第1項第1号から第5号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、適正に処理されており、同条第4項に規定する是正又は改善が必要である事項は認められなかった。

第20 監査対象法人 公益財団法人香川県暴力追放運動推進センター

1 県の出資金の額 503,360,000円

2 監査年月日 令和5年12月27日

3 監査の方法 書面監査

4 監査の結果

規程第16条第1項第1号から第5号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、適正に処理されており、同条第4項に規定する是正又は改善が必要である事項は認められなかった。